

○これまでの審議会において発言された内容について

- ・男女混合名簿、男女共通の体操服の実施（席も同様）
- ・性別で授業を分けるのは、中学校での体育（家庭科は一緒に授業）
- ・呼称は「〇〇さん」に統一
- ・男女共同参画に関する教職員の研修実施
- ・LGBTに関しては、DVD視聴などによって意識改革
- ・今後は、制服についても選択制を導入することを検討

○これまでの審議会において報告した事業について

※男女共同参画推進プラン（第２期）の推進状況調査結果より

- ・男女混合名簿、男女共通の体操服の実施
- ・セクシュアル・ハラスメントに関する教職員研修の実施
- ・セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置
（対象：園児・児童・生徒・保護者・教職員）
- ・男女共生セミナーにおいて、男性保護者と小・中学生対象に家事、育児への参画や家事労働の理解を目的とした講座を実施

【第３期プランの内容】

基本目標１ 基本方針２「男女平等教育などの充実」 【プラン：34ページ】

子どもたちが学習や日常生活において男女平等意識を確立できるよう、学校や保育園、幼稚園において適切な学習内容による指導を実践していくとともに、保護者等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場の充実に努めます。市の施策の策定や実施においては、男女共同参画の視点から点検、企画及び運用できるよう、また、学校や保育園、幼稚園においては、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施します。

基本目標１ 基本方針３「メディアにおける人権の尊重」 【プラン：35ページ】

市の広報紙や出版物において、男女の人権を尊重した表現を推進するとともに、事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動においても、男女共同参画の視点に立った表現を進めていくよう働きかけていきます。また、市民に対し、学校教育や生涯学習を通じてメディア・リテラシーの向上を図ります。